# 平成30年田原本町議会第4回定例会

平成30年12月10日 (第3日)

田原本町議会

#### 平成30年 第4回 定例会

## 田原本町議会会議録

平成30年12月10日 午前10時00分 開議 於田原本町議会議場

- 1, 出席議員(14名)
  - 1番 梶 木 裕 文 君
  - 3番 寺 田 元 昭 君
  - 5番 牟 田 和 正 君
  - 7番 安 田 喜代一 君
  - 9番 西川 六 男 君
  - 11番 吉 田 容 工 君
  - 13番 松 本 美也子 君

- 2番 山 田 英 二 君
- 4番 村 上 清 司 君
- 6番 森 井 基 容 君
- 8番 古 立 憲 昭 君
- 10番 竹 邑 利 文 君
- 12番 植 田 昌 孝 君
- 14番 小 走 善 秀 君
- 1, 欠 席 議 員 (0名)
- 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣 君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町 長森 章浩君 副 町 長 住井康典君

町長公室長 植田知孝君 総務部長 小林昌伸君

総務部管理監 田中信 幸君 町長公室参事 村上 玲子君

住民福祉部長 竹島基量君 産業建設部長 三浦 明君

君 上下水道部長 谷口定幸君 産業建設部参事 岡 部 泰 也 総務課長 監査委員米 隆 史 君 森 里 義 則 君 田 教 育 長 植島 幹雄 君 教育部長 持 田尚顕君 選挙管理委員会 会計管理者 松原伸好君 小 林 昌 伸 君 事務局長

農業委員会 田 邉 義 巳 君

#### 平成30年田原本町議会第4回定例会議事日程

- 12月10日(月曜日)
- ○開 議(午前10時)
- ○総括質疑(議第44号より議第51号までの8議案について)
- ○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 午前10時00分 開議

○議長(植田昌孝君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。 よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

総括質疑(議第44号より議第51号までの8議案について)

○議長(植田昌孝君) 総括質疑を議題といたします。

今期定例会に一括上程いたしました議第44号、平成30年度田原本町一般会計補正予算(第4号)より議第51号、田原本町清掃工場解体工事請負契約の変更契約締結についての8議案について、去る5日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

なお、質問について、会議規則の規定により、3回を超えることはできません。 質疑はありませんか。9番、西川議員。

○9番(西川六男君) 議長の許可をいただきましたので、議第51号、清掃工場解 体工事請負契約の変更契約締結について質問いたします。

これまでの梶木議員、あるいは吉田議員の質問と重なる部分もありますけれども、 また、この後、詳細について委員会で審査されると思いますけれども、私の視点で 質問をさせていただきます。担当の三浦部長については、この4月に異動されたば かりで、就任以前の関与しなかったことについても答弁していただくことにもなり ますけれども、私の質問に対して正対した答弁をお願いしたいと思います。

それでは、契約変更内容等について説明を求めます。

- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) それでは、議第51号、清掃工場解体工事請負契約 の変更契約締結についての契約の変更内容等について説明をさせていただきます。

清掃工場跡地利用を進める中で、跡地利用は、防災機能を備えた公園、防災公園を整備することに決定いたしましたことから、地下構造物を地下に残置することにより有用工作物として利活用できるものがあるか、地下構造物の解体前に調査、検討したところ、基礎部分をはじめ、横架材の梁及び杭は周辺の土地が崩れないよう

にする土留め機能、滑落防止の役割に、ごみピット、受水槽などは雨水貯留のタン クとして残置できるものと判断いたしました結果、解体範囲を変更したことに伴い、 設計に変更が生じることとなったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(植田昌孝君) 9番、西川議員。
- ○9番(西川六男君) ピットのところを貯水タンクにするということですね。 では、この件にかかわりまして、引き続いて質問をさせていただきます。

この請負契約の変更の件につきましては、12月5日に町長が議会で提案をされました。そして、12月7日に梶木議員がその内容について質問をなさいました。ところが、それ以前の12月4日の毎日新聞に藤原 弘という方の署名入りの記事が掲載されております。その記事には、次のように書かれております。

抜粋して申し上げますと、「田原本町は、焼却施設の地下のスペースや杭をそのまま残し、雨水の貯留や地盤強化のために利用する。解体工事の内容を変更し、業者との契約金額を減額する」と報道されております。そこには、このことを議会に諮って決めるとか議会の意向を確認して決める、そういう記事は一切なく、既に町の決定事項のような表現になっております。記者の署名記事でございますので、本人の責任で記述されていると考えますが、議会に提案し、議会でも決めていないことが決定事項のように多くの方が読むであろう新聞に掲載されている、これはどうしてでしょうか。また、議員にも説明されていない事案の具体的な内容を、藤原記者は情報をどこで仕入れたのでしょうか。この記事を読む限り、議会軽視ではないかと私は考えます。町長の見解を求めます。

この契約内容の変更については、地元の公害モニター委員会や跡地利用検討委員会などには相談をしていないという梶木議員の質問に対する答弁でありました。しかし、これは32年余りもいわゆる迷惑施設の設置にご協力をいただいた地元住民の皆様の関心の深い事柄であり、当然、解体工事の契約の変更、施設を一部撤去しないことについては地元と協議すべきであると私は考えます。新聞に先に報道された後から地元が知るということは地元軽視ではないかと私は考えます。この件についても町長の見解を求めたいと思います。

3番目の質問をいたします。

この清掃工場の解体につきましては、私が議長をさせていただいた平成29年8 月議会で解体工事の請負契約の承認議案が森町長から提出され、全議員の賛成で承認いたしました。議案の提出に当たりましては、森町長を含め担当部局を中心に、どのような工事をするのか、どの施設を撤去するのかなど、工事の範囲、あるいは仕様、内容や価格について時間をかけ、あるいは地元の跡地利用検討委員会などのこれまでの意見などを参考にされて、いろんな角度から当然十分検討されたものと考えます。その上で入札にかけ、業者を決定し、議会に提案し、承認を求めたものではなかったのでしょうか。

建物の解体もほぼ終了した今になって、進行中の工事をなぜ契約変更するのでしょうか。このことはごみの処理という田原本町の町政の最重要施策で、地元6カ大字にはこれまでもいろいろとご迷惑をかけてきた清掃工場の解体に関する町の方針がちょっと曖昧であったということでしょうか。また、検討が不十分な議案を議会に提案したということでしょうか。有効利用と経費節減という理由づけで今回の工事内容の変更をしなければならないほかの理由があったのではないか、そのような疑問を持って当然だと考えます。

森町長が十分に検討した議案を議会に提案し、委員会でも説明を受け審査し、議会がこの内容でよい、この価格でよいと全議員が認め、承認した事業内容の変更を、 工事もほぼ終了してきた段階の今、なぜ一部の施設を撤去しない考えを急に提案されたのか、納得できる理由をご説明いただきたいと思います。

それから、先ほど説明が若干ありましたが、議案の説明の中では、焼却施設の地下のスペース及び杭をそのまま残し、雨水の貯留や地盤強化に有効利用するとの説明ですが、防災公園としての全体計画の中で、残した施設を具体的にどのように利用するのでしょうか。

まず第一に、私が疑問に思うのは、これは防災公園であるわけですが、地元の皆さんの住んでいるところから距離もあり、お隣には水量豊かな飛鳥川が流れております。あの場所に貯水するための施設そのものが必要なのか、ちょっと私にはわかりませんのでお教えをいただきたいと思います。

それから、残した施設等につきましては、それなりの工事が今後必要ではないで しょうか。有効利用の方法について説明を求めます。

- ○議長(植田昌孝君) 産業建設部長。
- ○産業建設部長(三浦 明君) まず、新聞記者のほうが先に情報を知ったということで、これは、毎回議会定例会の前に記者会見を行っておりまして、その中で、こういう議案を今回の定例会に提出させていただきますということで各議案の説明をさせていただいた中に、第51号の清掃工場解体の請負契約の変更契約の締結についてということで、各報道のほうに情報を提供したものでございます。

それから、地元軽視ではないかということでございますけれども、これにつきましては、まず議会に諮らせていただきまして、その後、地元の対策委員会等々にご説明をさせていただくという順序で考えておるところでございます。

それから、当初は、全て撤去するという計画で議会にも提案させていただきまして、ご議決をいただいたわけでございます。それから後、これも梶木議員の一般質問の中で出てきたかと思うんですけれども、清掃工場跡地の活用方策に関して総合的に検討していただくために、平成29年6月20日に跡地利用検討委員会の設置要綱を定め、29年11月17日に第1回の跡地利用検討委員会を開催させていただきました。その中で、防災機能を備えた公園として活用する方向性が決定されました。そして、平成30年1月31日に開催いたしました第2回検討委員会では、防災機能として備蓄倉庫、避難拠点といった機能及び公園の運動機能などについてさまざまな意見をいただいて、その結果を検討させていただきまして、地下埋設物について再利用していく、専門の方からのご意見もいただいて、そういうふうな方向での決定をさせていただいたところでございます

それから、有効利用の具体的なところでございますけれども、コンサルのほうからいただいたもので、それにのっとって進めていく予定でございますけれども、まず、清掃工場跡地の利用につきましては、現在、先ほども申しましたように、防災公園が計画されています。例えばごみピット、地下杭、地下梁などの有用工作物の例として挙げられる事項は、防災調整池や跡地利用において整備が考えられる災害時の離着陸用ヘリポートとか、これはコンサルの意見でございますけれども、備蓄倉庫、避難用のトイレ等についても、地下構造物を撤去することにより地盤の強度が低下するということでございまして、それを活用していくというところでございます。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) 暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○議長(植田昌孝君) 再開します。 産業建設部長。

- ○産業建設部長(三浦 明君) コンサルの意見を参考にいたしまして、何が一番適 当かどうかということを町のほうで判断しまして再利用していく、有効活用してい くということでご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) いただいたご質問でございますが、決して議会軽視をしてい るわけでもございません。今回でしたら、議会運営委員会に出させていただいた2 日後に記者会見をさせていただいております。その中でいただいた記者の質問に答 えをさせていただきました。

ただ、記事の内容で決定したというふうに書かれていることは、私どもも理解、 了解をしておりません。こうやって議会に提出をさせていただき、ご審議をいただ いてから進めるということで記者会見では説明もさせていただいておりますので、 そのあたりがもし地元の方が見られたときにもう決定したことであるということで あれば、記者のほうにもきちんと申し入れをさせていただきたい、そう考えており ます。

また、地元のほうでございますが、まず議会の皆様にご了解いただいてからとい うことで考えておりましたが、今後、もし必要であれば、地元にまずご説明をさせ ていただき、このように議会に提出させていただこうということを事前にお伝えす ることができるのであれば、事前の調整も必要かなと思います。ただし、今度は逆 に議会軽視という形で議会の皆様よりも先に情報が回ってしまうことになりますの で、そのあたりはしっかりと調整しながら進めていかないといけないというふうに 考えております。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 9番、西川議員。
- ○9番(西川六男君) ちょっと何かわかりにくい話で、部長が答えるべきものと町 長が答えるべきものとがあるように思うんですけれども、町長のお話の中では、議 運に説明をしたと。それはそうだと思うんですけれども、議運に説明したからそれ で全議員に説明したわけではないですので、町長は提案理由の説明を第1日目にさ れたわけですから、14名の議員に、だからそこで初めて提案をしたわけですので、それ以前に新聞に載るということは、その記者の記事の書き方は別として、やはり 議会の軽視に当たるのではないかと私は思います。

今、町長のお話をお聞きしますと、決定したようなことではなく、議会にかけて 決めるという話をしたというお話ですが、もしもそうだとするならば、藤原記者に 対して、田原本町として私は抗議をしてほしいと思います。決定はしていない、議 会に諮る、そしてその上でこれを実行していくということを説明したではないかと、 これは決定事項のような表記になっていますので、間違った記事を載せてもらって は困るということを私は抗議してほしいと思います。そのことを求めます。

もう一つ、先程の話ですごく気になっていたのは、専門家に聞いた、コンサルに聞いたという話ですけれども、最初に計画を立てるときに、私が先ほど申しましたように、部局等でいろいろ検討されたはずだと思うんです。その中で、専門家というか、コンサルというのはその段階では入っておられなかったんですか。入っておられたのに後で意見が出てきて変更するということになったのですか、そのことをちょっと後で答弁をお願いいたします。

最初に議案をつくるときに部局で検討されたと思うんですが、地元の意見も含めて、その中で、専門家の意見もある程度含めてここまで撤去しようじゃないかという話になったんじゃないかな、私はそう理解しているわけです。我々は素人でわかりませんので。だから、後からこれが出てくるということ自体に基本的に私は疑問を感じるわけです。最初のときに残すという話ならば、それはまだわかるんですよ。だけども、最初はもう全部撤去するという話だったんで、だから、後から出てきた、突然出てきたというのがすごく疑問に感じる部分ですね。部長でよかったら答えてほしいと思います。

一番問題になっています地質検査のことについて意見を申し上げて、ちょっと質

問させてもらいます。

これまでの答弁の中で、「昭和57年の災害ごみは撤去され、清掃工場建設当時、 旧土壌を広範囲で削除されたと聞いている。ピットの下に埋められたごみとか産業 廃棄物的なものは多分撤去されたと思います。だから解体工事以外の地質調査は行 わない」とこれまで梶木議員の質問等に答弁をされております。

ご存じのように、御所市の清掃工場では、理事者がないといっていたダイオキシン等の有害物質が検出をされています。そのため、私たちが建設をいたしました清掃工場の場所の変更と、工事のおくれが生じました。梶木議員のほうからも指摘がございましたけれども、聞いているとか多分撤去されたと思うなどの推測よりは、私はきちんとした科学的な専門家による調査をすべきと考えます。このような見聞の話では、地元6カ大字をはじめ、町民の皆さんは納得できない、また議員としても説明ができないと思います。

昭和57年の災害のときに膨大なごみが出たわけですが、そのときに野焼きをされました。そのときの有害物質が残っているのではないか。また、工場が建設された当時、周辺に黒い燃えかすが飛散して、洗濯物、あるいは農作物の温室のビニールが黒くなったという話も多く聞かせていただいております。本当に有害物質が周辺に飛散して残っていないのか、とりわけ清掃工場の跡地は大丈夫か、こういった疑問を、地元の方のみならず、町民の少なからずの方がお持ちであると思いますし、また当然のことだと私は思います。

だから、この疑問を取り除くために専門機関による科学的な調査、自分の臆測とかこうでなかったかと、そういう話ではなくて、科学的な調査を行って住民の皆さんの不安を取り除くことが私は絶対に必要だと考えるわけです。

また、有効な利用ができる、そのことによって経費が安くつくなどの理由で不完全な撤去を行った場合、住民の皆さんの不安、あるいは不信は残ったままになるのではないかと私は考えます。住民の皆さんの不安、不信というのはお金にはかえられないものがあると私は考えます。地元、あるいは町民の皆さんに安心・安全な環境を保障するためにも、答弁されております「思う」、「多分」といった推測ではなく、周辺の部分を含めて科学的な地質調査を行うべきだと私は思います。このことについて、ぜひとも町長のご意見をお願いしたいと思います。

それから、先ほどもお聞きいたしましたが、地元との関係についてちょっとお話 を申し上げたいと思います。

この清掃工場というのは昭和60年に操業開始をしておりますけれども、御所市の清掃工場が稼働するまでの32年間、地元の皆さんに大変ご迷惑をかけ、ご協力もいただきました。この間、協力費をめぐる裁判、あるいは協定書で相互に確認し、捺印した協定事項を実施しないという町の姿勢に対して、協定事項の遵守を求めて6カ大字の自治会が全町民に訴えられるというようなこともありました。大変信頼が崩れたわけですが、その中でも御所市での清掃工場の建設がおくれた。2年間の操業の延長を地元は広い心を持って認めていただいたと私は理解しております。町政を預かる者として、いわゆる迷惑施設という表現がいいのかどうかはわかりませんが、これを32年間も受け入れていただいた6カ大字、あるいはその周辺の住民の皆さんに対して不信を招くようなことはいささかでも避けるべきだと私はこれまでの経過から考えるところです。特に丁寧な対応、丁寧な信頼等の構築が必要ではないかなと考えます。

清掃工場の解体にかかわって、契約事項の変更について、跡地利用検討委員会、あるいは地元への説明を議会が終わってから行うという答弁がありましたが、私は、それまでにも例えば代表者の方に前もって話をしておくとか、そういうことをすべきではなかったかと思います。先ほども言いましたが、新聞に記事が載ってから地元が知るということでは信頼関係を損なうものだと私は考えるわけです。速やかに、地元の代表の方も含めて、こういうふうに我々は考えているということを協議されることをお願いしたいと思います。

質問いたしましたけれども、よろしくお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) まず、6カ大字の皆様には本当に長年お世話をかけておることは承知しております。私が就任させていただいてすぐに6カ大字に入らせていただき、平成27年に協定を結ばせていただいた内容が履行できていないということでございましたので、それを鋭意進めるように準備も進めてまいりました。モニター委員会にも参加をさせていただき、姿勢も示させていただいておりました。今回の案件で地元への説明をまず先にということで、そちらのほうは今後もしっかりと

地元の信頼を崩さないように進めてまいりたいと考えております。

その中で、環境カウンセラーの方にも入っていただき、年に2回させていただいておりますモニター委員会の中での数値を見させていただいて、その数値は、異常値を今のところ示しておりません。環境省のガイドラインにのっとった数値でございます。清掃工場の解体ということでいえば、きちんと進められているというふうには理解をしております。

ただ、西川議員が言われるように、町の資料でも、今、建設した当時の資料は残っておりません。図面とかは残っております。ただ、地元の方にも話は聞くけれども証拠がないと、そういううわさが出ているという話でございますので、科学的な根拠と言われましても、なかなかこちらも提示しにくいということでございます。ただ、今は清掃工場の解体ということで出させていただき、有用物を抜くよりも、今後使えるのではないかということで今回ご提案をさせていただきましたので、ぜひこれを説明していきたいと考えております。

それと、議会の軽視でございますが、記者発表では、あくまでもこのように議会に提出をさせていただきましたということで発表をさせていただいております。その中で記者の中から質問をいただき、これはどういう内容で提案されるんですかということで言われましたら、こういう内容で提案をするということで答えております。ですので、そのあたりは記者の方にも、特に毎日新聞の方にもきっちりと伝えさせていただいて、誤解のないようにお願いしたいということを再度申し入れをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、9番、西川議員の総括質疑を打ち切ります。
  - 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) それでは、私の所管の常任委員会担当以外のところで事前 に通告した分について質問させていただきます。

まず、議第44号、平成30年度一般会計補正予算(第4号)です。

今回は人事院勧告による給与の補正ということを基準に実施されたと聞いていますが、軒並み職員給料が減っているような表示があります。その点では大変違和感

を持つ数字が出ていますので、なぜこういうことになったのかという理由を説明い ただきたい。

それと、知事選挙と県会議員選挙がそれぞれ計上されていますが、その費用の計上の時期、その中にOA機器費というのも含まれています。なぜOA機器が必要なのかということについても説明願いたいと思います。

あと、中学校、小学校、幼稚園全ての教室にエアコンを設置するというふうに受け取っているんですけれども、全ての教室にするのか、中には設置しない部屋もあるのか。私は、9月議会でしたか、学童保育室の更新もこのときにあわせてやってほしいというような提案をさせてもらったんですけれども、それについても考慮されているのかということの説明をお願いしたいと思います。

エアコンの工事の予算上の計画が出されているわけですが、実際に来年の5月末 ぐらいまでに設置されないと来年の夏に使うことはできない。夏休みまでにできた らオーケーじゃなくて、やっぱり来年の5月末ぐらいじゃないかなと思うんですよ。 その点では、実際に発注して本当にできるのかという心配がありますので、そのあ たりのことを説明していただきたい。

奈良県内の他の市では、こういう工事発注のやり方では全ての小・中学校、幼稚園の、エアコンの設置が難しいだろう、業者の問題、器具の問題等も含めて、段階を追ってたんじゃ難しいから、それをやめてリース契約でやるんだと。そしたら期間も長くとれてやりやすい、必ずできると。子どもたちの命にかかわることだから、通常の手順じゃなくて、うちは必ず夏までに設置するためにこの方法をしますという提案をされたところがあります。

その点では、実際に段取りはしたけど間に合いませんでしたというようなことでは困りますので、そのことも含めて、5月末ごろにできるのかどうかという確証を どこに得ておられるのかというのを説明ください。お願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) それでは、まず人勧による給与アップが実施されるにもかかわらず、軒並み職員給与減額計上が多数あり、各目ごとにその要因を説明されたいのご質問でございます。

今回の人件費補正でございますが、人事院勧告等に伴う給与水準の改定や人事配

置等に伴う人件費の過不足調整を行うものでございます。減額補正となっている科目につきましては、人事配置、人事異動等が主な減額要因でございます。減額となっている課目ごとの主な要因につきましてご説明を申し上げます。

一般管理費につきましては、育児休業からの復職職員の人事異動に伴う減額並び に退職及び休職した職員に係る未執行等によるものでございます。

企画財政管理費につきましては、時間外勤務手当が当初の見込みより減となった ことによるものでございます。

税務総務費につきましては、人事異動に伴う減員によるものでございます。

戸籍住民基本台帳費につきましては、当初予算計上時の配置人数が増員されていたことによるものでございます。

- ○11番(吉田容工君) そんなの全然わかりません。何人退職されたとか、何人異動したとか、具体的な数字が全然ないじゃないですか。わかりますか。聞いてて全くわからないじゃないですか。
- ○町長公室長(植田知孝君) それでは、一般管理費からご説明申し上げます。

まず、育児休業からの復職職員の人事異動に伴う減額につきましては、育休関係者は4名でございます。復帰、異動が3名、それから休業中が1名ということでございます。それから、退職者が1名、休職者が1名でございます。それによります未執行等により減額になっているところでございます。

それから、企画財政管理費につきましては、唐古・鍵遺跡の史跡公園の整備完了 等に伴いまして、見込みより時間外勤務手当が減になったものでございます。

税務総務費につきましては、10月の人事異動に伴いまして1名減員となりましたので、その分の人件費が残ってきているということでございます。

それから、戸籍住民基本台帳費につきましては、当初予算で新規採用職員1名増 を見込んで予算計上しておりましたが、実際には昨年どおりであったということで、 余剰の分が出ております。

選挙管理委員会費につきましては、局長が部長事務取扱となったことによるもの でございます。

それから、高齢福祉費につきましては、人事異動に伴いまして管理職と係員が入れかわっておることによるものでございます。

保健衛生総務費につきましては、職員の退職、育児休業、休職による未執行及び 人事異動に伴う減員によるもので、職員の退職は1名、育児休業1名、休職1名及 び再任用職員の分が減員になっております。

次に、じん芥収集費につきましては、時間外勤務手当が当初の見込みより減となったことによるものでございます。

それから、商工総務費につきましては、人事異動に伴う職員の入れかわりによる ものでございます。

文化財保存総務費につきましては、当初予算計上時の配置人数が増員されていたことによるものでございます。

以上が減額科目の主な要因でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 続きまして、知事選挙と県議選挙はそれぞれいつからい つまでの費用が計上されたかと、OA機器の必要性についてでございます。

平成31年執行予定の統一地方選挙に係る選挙日の日程案が県の選挙管理委員会事務局から通知がございまして、告示日は知事選挙が3月21日、県議会議員選挙が3月29日ということで、選挙日が4月7日であるといった案の通知がございました。

この日程によりまして、平成30年3月末日までの分でございますが、これまでの経費といたしまして、各告示日の翌日から行う期日前投票に伴う投票管理者や立会人の報酬、また、受付事務に必要な日々雇用職員の賃金等、それと2月ごろからの選挙事務といたしまして、投票所入場整理券や啓発用チラシの作成等に必要な経費を計上させていただいております。

また、備品購入費といたしまして、OA機器類の購入につきましては、期日前投票をスムーズに行っていただきたいことによりまして、バーコードリーダーによる受け付けを予定しております。(「何、それ」と吉田議員呼ぶ)

入場整理券にバーコードを打っておきまして、それで機械的に受け付けをするということでございます。それに伴うパソコン等機器の購入でございます。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) 教育部長。

○教育部長(持田尚顕君) 中学校、小学校、幼稚園で全ての教室にエアコンを設置するのか、設置しない部屋もあるのか、学童保育実施室の空調の更新をするのかとのご質問でございますが、今回の事業で小学校、中学校の普通教室及び小学校4校の音楽教室と幼稚園の全ての保育室にエアコンを設置いたします。今回の実施事業後、未設置となる教室は、家庭科室、理科室、図画工作室と特別教室の一部でございます。学童保育実施室につきましては、今回の事業には含んでおりません。

次に、エアコンの設置工事の発注はいつごろで、来年5月末までに完了できるのかのご質問でございますが、今後のスケジュールといたしましては、現在行っております設計業務の完了が来年の2月末となっており、3月に入札公告を行い、4月の入札、その後の着工と考えておりますので、全ての学校への5月末までの完了は厳しい見通しでございますが、入札後、順次設置工事を開始し、できる限り早い時期に設置できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、リース方式での調達方法ということでございますが、国・県の補助金の対象とならないということで、財政負担の軽減を勘案いたしましてリース方式を見送ったところでございます。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) まず人件費の問題で、時間外が予想よりも少なかったので 余りましたよというのが、2カ所ほど説明がありましたね。ただ、そのところでも、 職員給料、手当の両方で減っていますので、そこがちょっと不思議だなと思ったん ですけれども、説明できますか。時間外手当が予想より少なかったから余ったとい うんですけれども、給料も減っているし職員手当も減っているというのはそれで説 明がついているのかなというのがわからないんで、説明してください。

あと選挙の関係でパソコンを買うというような話だったんですけれども、パソコンは余ってるんじゃないですか。特別に買う必要がなぜあるのかなと。しかも今のパソコンは皆ノート式で持ち運びできますので、買わなくても今あるものを使ったらいいと思うんですけれども、なぜ必要なのかという説明をお願いしたいなと。しかも、選挙は去年もありましたし、バーコードリーダーは、今回初めて入れるんだったらそうかなと思うんですけれども、なぜ必要かというところを説明してくださ

11

あとエアコンについては、私がリース方式を紹介したのは、リース方式もありますよじゃなくて、子どもたちに来年の暑い夏を体験させたくないという思いがある自治体は、補助金じゃなくても、自分のお金でも、必ず来年の夏は学校の環境をよくして勉強してもらいたいという思いが詰まっている判断がありましたよということを言ったわけで、今の話からしますと、子どもの健康よりも金、そういう答弁しかなかったですよ。補助金がもらえないので順次やります、遅くなってもしようがないですと。

4月に発注して5月にできませんよね、当然。もっと早くできないんですか、段取りというのは。そこが田原本町の体質じゃないですか。子どもの健康よりもお金が大事、そうとしか受け取れませんよ。そういう一つの判断はあります。それなら、そういう手立てをとった上で夏までに導入する、どうするかと知恵を出すのが職員の仕事じゃないですか。今すぐ知恵は出てこないと思いますけれども、当然、今のように4月発注で5月なんかにできるわけありませんから、しかも機材も調達しなければならない、奈良県や全国的にも錯綜しているところで1カ月でするなんて絶対無理な話でしょう。見えてますよね。わかっているのに対応しないのが一番いけないと思います。

部長が退職される前に、5月末までにどうしたらできるかという段取りをして円満に退職していっていただきたいなと思いますので、今すぐどんなやり方があるとか答えは要りません。本当に今から知恵を絞ってください。そういうことができるかどうか、答弁を求めたいと思います。

- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) 今、議員からご指摘がございました、まず時間外勤務 手当を主な要因と挙げました科目でございます。

まず、企画財政管理費につきましては、主な要因は時間外勤務手当で職員手当の 減額の中に含まれておりますが、給料につきましては、職員が入れかわっておりま して、それの給料差の調整ということになります。

それから、もう一カ所はじん芥収集費でございます。じん芥収集費につきまして は、これも主な要因は時間外勤務手当でございますが、給料の減額分につきまして

- は、臨時職員が退職したことによるものでございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) パソコンの必要性でございますが、選挙事務ということになりますので、選挙人名簿、住民台帳を取り込む必要がございます。このため、ほかのパソコンを使えないかということでございますが、セキュリティー上問題が出てくる可能性もございますので、専門的なパソコンとさせていただきたいといったことでございます。
- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) 5月末までの設置に向けてどういう努力をするのかということでございます。1つといたしましては、全ての学校の一括方式をするのか、発注のロットを細かくするといいますか、発注校数の単位なども検討して、そういう発注方法の工夫などによりまして、できる限り早期に着工したいということで考えております。
- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 教育長、よろしくお願いします。期待していますので。 あとパソコンが住民基本台帳から取り込むから必要だという説明でしたでしょう。 去年の9月の選挙は取り込んだんじゃないですか。その機械が残っているんじゃないですか。それは使えないのですか。
- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 期日前につきましては、今までは手で台帳を一々チェックしていたということでございます。今度は電子的にチェックをするという方法で期日前投票を行いたいということでございます。
- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) こちらは私のほうが指示させていただいて、平成29年度の 台風が来たときの前日、前々日の期日前投票に、町民ホールでもかなりの長蛇の列 ができました。あの原因は、期日前の用紙を持ってこられたときに、台帳を見てめ くっている間の時間がすごくかかっていたということで長蛇の列ができてしまった ということでした。

ほかの市町村を調べますと、バーコードでピッとやりますと何ページの何番とい

う形ですぐ出てきますので、すぐその場所がわかるということで、長蛇の列ができなかった市町村もあるということで、今回、事務の軽減ということも踏まえ、バーコードを導入していこうということで今取り組んでいるところでございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) それでは、次の議案について質問します。

議第45号、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)と、議第47号、平成30年度水道事業会計補正予算(第1号)、この2つの議案の職員給与の減少、国保会計は減少の要因が何かと、その辺を説明していただきたいのと、水道事業会計についても、職員給与が11%増というふうな数字になっていますので、その要因も説明していただきたい。

ついでに、第48号、一般職の職員の給料に関する条例等の一部を改正する条例ですね。これも結果としてラスパイレス係数が幾らになるのか。それから、町長等特別職の期末手当の引き上げ条項が見当たりませんけれども、なぜ上げないのか。それと議員の期末手当は引き上げ率が100分の10となっていると思いますので、なぜか。職員は100分の5となっていると思いますので、その点についても条文の説明をお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) まず、議第45号、国民健康保険特別会計の給与減少 についてでございますが、これにつきましても、人事異動に伴う職員の入れかわり による減額でございまして、純粋に差額でございます。

それから、第47号、水道事業会計の職員給与の主な増額要因につきましては、 水道事業広域化準備に伴う管理職1名の人事配置による増額でございます。

次に、議第48号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に つきまして、まず、ラスパイレス指数は幾らになるのか説明されたいのご質問でご ざいます。

ラスパイレス指数は、国家公務員の給料と本町職員の給料を比較し、国を100 とした場合の本町の給与水準を示したものでございますが、比例対象となる国家公 務員の給料月額データが公表されておりませんので、試算することはできません。

なお、平成29年度の本町の実績は93.7、県内市町村の平均は95.2、県

内の市平均は96.9、県内町村平均は92.5、県内の類似団体の平均では95. 3となっておりまして、決して高いという水準ではない状況と考えております。

次に、町長等特別職の期末手当の引き上げ条項が見つからないが、上げないのか、 その理由は何か説明されたいのご質問でございます。

今回、常勤特別職の期末手当の支給率引き上げは提案をしておりません。昨年度につきましても、法改正に連動した引き上げは行っておりません。従来は常勤特別職についても、内閣総理大臣等国の常勤特別職に準じて、近隣市町村との均衡も考慮しながら、期末手当の支給率を国の特別職給与法の改正にあわせ考えてきたところでございます。したがって、国の特別職の法改正と連動して検討することが基本であるとは考えておりますが、給与条例改正に当たっての最終判断は町長ということになりますので、国では一般職に準じて期末手当の引き上げを実施されましたが、本町の常勤特別職におきましては、昨年に続き、総合的に判断して今回の引き上げは見送るとの判断をされたということでございます。

次に、議員の期末手当の引き上げ幅が100分の10となっているのはなぜか、 必然性はあるのか説明されたいのご質問でございます。

昨年度につきましては、町長等の常勤特別職、議会議員、双方とも引き上げはございませんでしたが、今年度は議会議員の報酬等条例のみ国の特別職の特別給の引き上げに準じた改正が行われることになったもので、昨年度見送られた引き上げ分も含めての引き上げになることから、本年12月期支給分を国より0.05月多い0.1月分引き上げ、1.8月の支給とするものでございます。引き上げの判断につきましては、議会での意見調整を踏まえて判断したものでございます。

なお、来年度以降は、6月、12月とも1.675月、年間3.35月となります。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 今回は期末手当は0.05月ということで、去年は人事院 勧告は0.1月じゃなかったかなと思っているんです。私の見た資料では30年は 0.05月、29年は0.1月、28年は0.1月、27年は0.1月という人事 院勧告がされてきたと思うんですね。去年が0.1月のプラスということで、こと

しは0.05月のプラスと、そうすると0.15月なのかなと思ったりするんですけれども、その辺のちゃんとしたデータを教えてほしいなと思います。

それともう一つ、一番聞きたいのは、人事院勧告では賃金の問題以外にもたくさん勧告されています。人事院勧告の中で国民の信頼回復に向けた取り組みという中身が出されていまして、1つは研修等を通じた倫理感・使命感の涵養、もう一つがセクシュアルハラスメント防止対策、もう一つが公文書の不適正な取り扱いに関する懲戒処分の明確化、これを国民の信頼回復の取り組みとしてやりなさいよというのが勧告されているんですね。あと人材の確保、育成とか働き方改革と勤務環境の整備等というのも入っています。

これらは人事院勧告のいわば本則ですよね。賃金は上げるけれども、やっぱりこういう面で公務員は改善しなさいよということになっていますので、田原本町はどう受けとめてどういうふうに対応されるのか。数字としては賃金なんですけれども、それ以外の人事院勧告についてはどう受けとめているかというところを確認したいんですけれども、どういうふうに対応を検討しているかというところについてもお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 町長公室長。
- ○町長公室長(植田知孝君) まず、今、給与改定以外の人事管理の敢行についてどう考えているのかというようなことでございますが、県の人事委員会の報告の中でも、給与の改定とともに働きやすい勤務環境の整備、それから女性活躍と両立支援の推進など、人事管理面での勧告、報告も確かに行われています。方向性の枠組みを現在も検討している取り組みであるとか、本町の定員適正化計画や特定事業主行動計画で位置づけられている取り組みと重複している取り組みもございますことから、これらの取り組みには進捗管理を行いながら取り組んでいく必要があると考えております。

例えば総労働時間の短縮であれば、週2回のノー残業デーの実施であるとか、一定時間数を超えた職員の時間外勤務命令の決裁権者を副町長まで引き上げたり、それからセクシュアルハラスメントの防止については、対応体制の充実化を検討中でございます。

それから、女性職員の活躍の推進では、特定事業主行動計画にのっとりまして女

性職員の登用を進めるとともに、キャリア形成をできる限り積めるように異動等で の取り組みを進めております。

また、人材育成と人事評価につきましては、人事評価結果をしっかりと処遇に反映できるよう制度設計を行っているところで、現在は勤勉手当に反映を行っているというところでございます。

今後も、先ほど申し上げましたように、進捗管理をしっかりと行いながら検討を 重ねていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 (「月数は」と告 田議員呼ぶ)

一般職につきましては、昨年度 0.1月でした。特別職については、今、私は資料を持っておりませんけれど、0.05月だったと思っております。もし去年しておりましたら年間 3.3月であったと考えておりまして、昨年の分も含めまして上げますので 0.1月になるという理解をしております。よろしくお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 月数は記録に残っていますから、記憶が正しいことであってほしいなと思いますけれども、よろしくお願いします。

特に私が気になっているのは、今回の人事院の勧告で、国民の信頼回復に向けた 取り組みにセクシュアルハラスメント防止対策というのがあります。3番目、働き 方改革と勤務環境の整備等にもハラスメント防止対策ということが上がっています。 両方で上がっているという点では、大変重視されている問題だろうと思います。

それで、田原本町は要綱をつくって、窓口と、それからハラスメント対策委員会をつくるという形はできています。しかし、実際には機能しませんでした。私の一般質問に対して懲戒等については検討中というのは、内部公益通報による調査があって、次に照会にするかどうかというところにいくわけですけれども、セクシュアルハラスメントに関して声が上がったときに組織として動かなかったというのが結果じゃないかと思っているんですよ。

この問題は大変難しい問題と捉えるか、それとも、そういう問題提起があったら その場その場で対応していくと、都度人事課長、さらには管理監、さらには副町長、 町長というところまで入れて即座に動くべきだと、そういうことにやはり敏感に動 いてもらえるという組織になってほしいと思うんですね。その点では、形は整えた けれども、まだそういう意識づけができていないというのが実態じゃないかと思うんですね。

そこで、今後、こういう指摘もありますから、田原本町の職員の訴えに対しては、 的確に決められたとおりの対応をしてくという、その辺のこれからの思いを教えて いただきたいのと、今回は公文書の不適正な取り扱いに対する懲戒処分の明確化と いうのがありますので、これについては、既に公文書を改ざんしたら懲罰対象とい うことは実施済みなのか、これからなのかということについても教えてください。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) まず、職員の相談窓口等の体制でございますが、私が就任させていただいてから滞るという事案もございません。しっかりと窓口で相談を受けましたら、即座に対応するようにはしております。そして調査、検討しながら順次進めていくという姿勢は崩しておりません。

ただし、相談できる体制かどうかというのはこれからの問題でございますので、 先ほど議員が言われたように、要綱をつくるだけでなくて、しっかりとそれが周知 できるように、そして相談しやすい窓口を新たにつくるなど、検討していきたいと 考えております。例えば上司が男性で相談しにくかったら、別の上司が聞くとか、 また、外部の方に聞いていただけるような窓口をつくっていくとか、そういった形 で相談できる体制はつくっていきたいと考えております。そちらはまた研修等でも、 部課長を含め、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと 思います。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) 公文書につきまして、ちょっと時間をいただけますか、 申しわけございません。
- ○議長(植田昌孝君) 暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時08分 再開

○議長(植田昌孝君) 再開します。町長公室長。

○町長公室長(植田知孝君) お待たせして申しわけございませんでした。

現在、懲戒処分の指針の標準例一覧というところには載っておりません。今後、 この件につきましては、十分勧告等も確認しまして、入れる方向で検討させていた だきます。

それから、文書管理につきましては、文書管理規程等もございますので、そのあたりの内容も十分に熟知して、しっかりとした管理をするように心がけさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) ちょっと感想だけ言わせてもらいます。

セクハラに関して窓口をつくるとかいうんじゃなくて、今ある制度を本当に生かしてほしい。私は、10月31日、この前言いましたけれども、町長に面会したときにはセクハラの案件はないとおっしゃったんですよ。町長と私の信頼関係はないと。幾ら町長がいいことをおっしゃっても、信頼できないと思っています。ですから、本当にセクハラの案件は、人事課長も、総務管理監も、総務部長も皆かかわって対応されたと私は感じていますので、そんなことが町長の耳に入らないことはないと思いますので、その点は町長の誠意ある対応を求めたいなと思っています。

議第50号、田原本中学校及び北中学校給食施設等建設工事請負契約の締結について質問します。

この入札に参加した業者名を公表されたい。ことし3月に入札辞退された業者名と5月の入札に参加予定だった業者名も示してほしいなと思います。それから、3月の入札で予定されていた設計価格と5月の入札で予定されていた設計価格も示してください。

それと、給食室の完成予定日と給食実施予定日はいつか、現実的な、実現可能な 説明をお願いします。

- ○議長(植田昌孝君) 総務部長。
- ○総務部長(小林昌伸君) まず、入札に参加された業者名とことし3月の入札辞退 の業者名、また、5月の入札に参加予定だった業者名を示されたいということでご ざいます。

今回の入札に参加された業者は、落札されましたゴセケン・山本工業特定建設工

事共同企業体のほか、大倭殖産・森建設特定建設工事共同企業体の2者でございます。

また、5月の入札参加予定の業者につきましては、談合の事実が確認できていない中でございますので、お答えすることによりまして、業者が社会的信用の低下や信用失墜等の不利益をこうむるおそれや、今後、町との信頼関係も損なわれるおそれがございますので、業者名の答弁は控えさせていただきたいと考えております。

また、ことし3月の入札辞退の業者につきましても、5月の入札参加業者が類推 されると思われることから、お答えを控えさせていただきたいと考えております。 以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) 3月の入札で予定していた設計価格、それから5月の入札で予定していた設計価格につきましては、3月入札予定の設計価格は、田原本中学校で3億6,523万2,240円、北中学校で2億7,064万5,840円です。次に、5月入札予定の設計価格でございますが、田原本中学校で4億560万8,040円、北中学校で2億9,819万7,720円でございます。

次に、給食室の完成予定日と給食実施予定日はいつか、それは実現可能かにつきましては、完成予定日につきましては、入札公告書に工事期間は平成31年7月31日までとしております。給食実施予定日は、31年度の第2学期を目標に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(植田昌孝君) 町長。
- ○町長(森 章浩君) 先ほどのセクハラの件でございますが、セクハラの相談があったという報告があったとお伝えさせていただいております。そこから事実認定に関して調査をしているところでございますので、まだ認定にまでは至っていないというふうに私は理解しております。相談があったという報告を受けたということで理解しております。(「私と会ってから後ですか」と告田議員呼ぶ)

前でございます。(「そうでしょう。私に対してないとおっしゃったから」と告 田議員呼ぶ)

いいえ、事実認定はない、まだ私は聞いていない、相談の報告があったというこ

とで理解をしております。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 今はセクハラで動いているんじゃないでしょう、内部公益 通報で動いているんでしょう。セクハラでの動きは全然ないじゃないですか。その 点では、説明がすりかえられていると私は思っています。田原本町はハラスメント 対策委員会をつくるとなっているんですよ。つくっていますか。つくっていないで しょう。だからそんな言いかえといいますか、すりかえをしていただいたんでは余 計信頼関係が悪化しますので、もうやめてください。

それで、中学校の給食室ですけれども、心配しているのは、入札する前に業者からQ&Aということで質問が来ていますね。大変気になるような質問があります。何かといいますと、「鉄骨工事のハイテンションボルトは現在調達が難しく、弊社の下請の鉄骨業者によると、11月初旬の時点の発注分は来年8月の納品となります」。11月にして8月ですよと。「入札後の発注となると、入荷時期は先が読めない状況です。鉄骨の建て方の時期がずれ込むと7月末竣工に間に合いませんが、どのようにすればよろしいでしょうか」と業者から田原本町に質問されています。

田原本町はどう答えているかというと、「ご質問の事由により竣工が間に合わない場合、その事実が明らかであると認められれば、その事由は受注者の責めに帰すことができない事由であると考えられますので、工期の延長については、協議の上、決定します」ということでしょう。こんな答えをしながら、7月末までに竣工を目指しますなんて答えてほしくないなと思います。2学期に実施できるんですかと聞かれたら、わかりませんとしか答えられないでしょう。努力しますという答えかわかりませんけれども。

この件に関して、11月に日本経済新聞にこんな記事が載りました。「ボルト不足、建設業界懸念、母材品薄、半年で1割高」。中身は、「建物と鉄骨をつなぐハイテンションボルトの不足が建設業界の難題となってきた。東京五輪関連や都市再開発の建設が進む一方、母材となる特殊鋼線材が品薄となり、生産が需要に追いつかない。取引価格は半年で1割強上昇した。ボルトの不足が建設需要に水を差しかねないとの懸念も出てきた」と。商社の話では、「日ごろはあって当たり前という印象だった部材がにわかに足りなくなった。建設現場は混乱している」というよう

なコメントも載っていました。

その点で、この件についてどう考えておられるのか。実際にはいつごろ完成を目指しておられるのか。実際のところを教えてください。

- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) 今回の給食室建設のところでそういう質疑がございました。特に鉄骨工事のハイテンションボルトというのが品不足ということでございます。それにつきましては、私どもの回答といたしましては、その調達が難しい場合につきましては、受注者の責めに帰すことはできないということで、ご相談を申し上げる、協議をいたすという答弁をいたしております。

今後、契約をしてまいります。どれぐらいの調達が可能かということも含めまして、その時期によって竣工のずれも生じてくると思うんですが、ご質疑の状況はこういう形でございましたが、実際に新聞等や業界紙で品不足というのもございますが、今後契約をした段階で、現工期が7月末となってございますが、その辺の工期につきましては、契約後に具体な時期を精査してまいりたいと考えております。

- ○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。
- ○11番(吉田容工君) 最後になりますので、もう一回確認です。

今、業者と仮契約されましたよね。仮契約したときにこの問題は出さなかったんですか。議会が12月13日に終了する、そのときにこの契約にオーケーが出たらどういう状況になるか、予想されますよね。質問した業者がこの業者かどうかわかりませんけれども、今契約する業者はどのぐらいで調達できるという話をされているのかと当然聞いておられると思いますので、教えてください。それで終わります。

- ○議長(植田昌孝君) 教育部長。
- ○教育部長(持田尚顕君) 今回につきましては、事後審査型という契約方法でございます。そういったことで、今はまだお尋ねの業者と仮契約の段階で、調達の時期等については協議は行っておりません。

以上でございます。

○議長(植田昌孝君) 以上をもちまして、11番、吉田議員の総括質疑を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

###